

平成25年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：社会福祉課
 担当名：援護恩給担当
 内線：3277

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B16	特定中国残留邦人等生活支援給付金			一般会計	民生費	社会福祉費	遺家族等援護費	中国帰国者しあわせ支援事業費		
事業期間	平成20年度～	根拠法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	戦略項目		分野施策 050301 支え合いで輝く豊かな地域社会の形成				
<p>1 事業の概要</p> <p>老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>特定中国残留邦人等とは 明治44年4月2日～昭和21年12月31日の間に生まれ、かつ昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した中国残留邦人等をいう。</p> <p>(1) 特定中国残留邦人等生活支援給付金 12,093千円〔減額理由〕 町村の支援対象者が4世帯7人とどまるため。居住地が明らかでない者への支援が減額となるため。</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>ア 中国残留邦人等に対する生活支援給付金 イ 生活保護法第73条の規定により居住地がないか又は明らかでない特定中国残留邦人等について、市が支弁した生活支援給付金の1/4を県が負担する。対象は38市(さいたま市、川越市を除く。)で交付申請により概算交付及び清算を行う。 ウ 医療・介護支援給付審査支払費</p> <p>(2) 事業実績(見込)</p> <p>ア 支援対象 (当初)6世帯11人 (補正後)4世帯7人 (当初予算)21,658千円 (補正後)12,048千円(9,610千円) イ 負担金見込み額 (当初予算)6,288千円 (補正後)3,805千円(2,483千円) ウ 当初見込みと同じ 315千円</p> <p>(3) 減額理由(金額)</p> <p>ア 町村の特定中国残留邦人等に対する生活支援について、新規認定等を考慮して当初6世帯11人への支援を見込んでいたが、実際には4世帯7人とどまったため、所要額を減額する。 イ 居住地がないか又は明らかでない特定中国残留邦人等について、支援を実施している2市(所沢市、入間市)から示された年間所要見込額が当初の見込みを下回ったため、所要額を減額する。</p>						
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>右(2)事業計画のうち ア(国3/4・県1/4) イ 国3/4(県1/4)市0 ウ(県10/10)</p>										
<p>3 地方財政措置の状況</p>										
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>人件費：本庁 9,500千円×0.1人=950千円 地域 9,500千円×0.1人=950千円</p>										
予算額		財源内訳							一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金								
決定額	12,093	7,207						4,886	16,168	
現計額	28,261	16,243						12,018		